

工事請負代金債権を活用した融資制度に係る債権譲渡の取扱いについて

令和3年3月23日

制定

改正 令和4年2月1日

1 目的

請負人が工事請負代金債権を担保として、地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業を活用しようとするときは、契約書に定める債権譲渡禁止特約の解除について、請負人から書面による申出をさせ、適当であると認められる場合にこれを承諾しようとするものである。

2 対象工事

本取扱いの対象となる工事は、次に掲げる工事を除いた工事とする。

- (1) 低入札価格調査を受けた者と契約した工事
- (2) 請負人の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

3 債権譲渡の対象となる債権

本取扱いの対象となる債権は、請負人が公益財団法人北海道農業公社（以下、「公社」という。）に対して有する工事請負契約の支払請求権とし、5に定める時点以降に債権譲渡の承諾ができるものとする。

4 譲渡債権の範囲

債権譲渡の金額は、請負工事が完成した場合は、請負代金額から前払金、部分払金の支払額及び本件工事請負契約により発生する公社の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合には、でき形部分に相應する請負代金額から前払金、部分払金の支払額及び本件工事請負契約により発生する公社の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合は、譲渡債権の金額は変更後のものとする。

5 債権譲渡を承諾する時点

- (1) 地域建設業経営強化融資制度
当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。
- (2) 下請セーフティネット債務保証事業
当該工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての出来高の確認については、工事旬報等の現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

6 債権譲渡を承諾する債権譲渡先

請負人が、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）若しくは法令の規定に基づく公益法人である建設業者団体（以下「事業協同組合等」という。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者（別紙）に対して債権譲渡を行う場合に、当該債権譲渡を承諾することができるものとする。

7 入札説明書、指名通知等への記載

理事長は、請負人が地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業を利用しようとする場合における債権譲渡について、適当と認めるときは承諾する旨を、入札説明書、指名通知等に記載するものとする。

8 債権譲渡の承諾依頼及び留意事項

所管業務担当者（職制規程第7条に定める部長、支所長及び場長をいう。）は、債権譲渡の承諾依頼の申請を受ける場合には、次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を請負人から提出させ、それぞれ各号に定めるところにより内容の確認を行うものとする。

なお、契約の相手方が代理人である場合（契約書に支店長印等を押印している場合）で、当該代理人から申請書類が提出されたときは、当該代理人が債権譲渡の権限を有しているかどうか、委任状等により確認するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（別記第1号様式又は別記第2号様式） 3通

譲渡債権の金額が工事請負契約に基づき請負人が請求できる債権金額と一致していることを確認すること。

(2) 請負人と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書の写し 1通

債権譲渡契約については、公社の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付債権譲渡契約であることを確認すること。

(3) 工事旬報等出来高の確認できる書類 1通

工事の出来高が5に定める額以上であることを確認すること。

(4) 保証契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

承諾内容等に誤りがないか確認すること。

(5) 下請負人等への支払状況及び支払予定を記載した支払状況・支払計画書（別記第3号様式） 1通

債権譲渡の承諾の申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び

融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画が適正であることを確認すること。

9 債権譲渡の承諾手続等

(1) 所管業務担当者は、請負人から申請書類を受領した日から7日以内（期間の末日が就業規則第29条に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。以下「交付期限」という。）に債権譲渡承諾書（別記第1号様式又は別記第2号様式）により承諾するものとする。この場合、債権譲渡承諾書2通を請負人に交付するものとする。

なお、債権譲渡の承諾を行う場合の決裁は、当該契約における決定書の決裁区分に準じて行うものとする（(4)においても同様とする。）

(2) 所管業務担当者は、やむを得ない事由により交付期限までに請負人に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに請負人に連絡することとする。

(3) 所管業務担当者は、(1)の債権譲渡の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿（別記第4号様式）に承諾の状況を記載するものとする。

(4) 所管業務担当者は、2による対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合は、承諾を行わないことについて決定し、速やかに債権譲渡不承諾通知書（別記第5号様式）により請負人に通知するものとする。

(5) 所管業務担当者は、債権譲渡に係る書類を、契約関係書類と一体として保管するものとする。

10 融資時の出来高確認

融資時に譲渡債権の担保価値を査定するために行う出来高確認については、債権譲渡先が行うこととし、事前に公社に工事出来高確認協力依頼書（別記第6号様式）の提出があった場合は、工程に支障のない範囲で現場内への立入りを承認するものとする。

11 融資実行報告書等の提出

(1) 所管業務担当者は、請負人及び債権譲渡先が公社による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（別記第7号様式）を提出させるものとする。

(2) 所管業務担当者は、請負人が、当該工事の未完成部分に係る融資を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

12 債権譲渡に係る完成払代金の支払等

(1) 債権譲渡に係る完成払代金の請求書の請求人は、次のように記載させるものとする。

また、支出命令書又は前渡資金支払の決定書の記載についてもこれと同様とし、摘要欄

には「地域建設業経営強化融資制度による融資のための債権譲渡」又は「下請セーフティネット債務保証事業による融資のための債権譲渡」である旨を記載するものとする。

「 債権譲受人

住所 ○○○○

氏名 ○○事業協同組合

理事長 ○○○○ ⑨ 」

(2) 債権譲受人から提出される請求書には、8の(1)の債権譲渡承諾書の写しを添付させるものとする。

13 留意事項

本債権譲渡が行われた場合は、請負人及び債権譲渡先は契約書に定められた部分払を請求できないものとする。

また、債権金額の請求及び支払は、契約の履行確認後でなければ行えないものとする。

附 則（令和3年3月23日管理第253号）

この取扱いは、令和3年3月23日から施行する。

附 則（令和4年1月24日管理第229号）

この取扱いは、令和4年2月1日から施行する。

別紙

一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者

記

- 1 北保証サービス株式会社
住 所 北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地
電 話 011-241-8654

- 2 株式会社建設経営サービス
住 所 東京都中央区築地5丁目5番12号
電 話 03-3545-8523

- 3 株式会社建設総合サービス
住 所 大阪府大阪市西区立売堀2丁目1番2号
電 話 06-6543-2848